

○白山市観光施設条例

平成 17 年 2 月 1 日

条例第 171 号

(設置)

第 1 条 市民にレクリエーション活動及び憩いの場を提供し、健康増進及び福祉の向上を図るとともに、地域の活性化及び観光振興に資するため、白山市観光施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小舞子観光施設 小舞子ビーチハウス かもめういんぐ	白山市湊町井 1 番地 3
パーク獅子吼 ふれあい館 ふるさと館 獅子ワールド館 造り物の館	白山市八幡町リ 1 1 0 番地
横町うらら館	白山市鶴来新町タ 1 番地
スカイ獅子吼 獅子吼高原センター ゴンドラリフト	白山市八幡町タ 1 番地 1
旧加賀一の宮駅	白山市白山町レ 6 0 番地 1
綿ヶ滝いこいの森	白山市下吉谷町ホ 1 番地 4
バードハミング テニスコート	白山市上野町ヤ 7 4 番地

バーベキューガーデン	
一里野公園施設	
一里野公園テニスコート	白山市尾添ニ 1 9 番地
一里野公園バーベキュー場	白山市尾添ニ 1 9 番地
一里野公園ドッグラン	白山市尾添リ 8 5 番地 1
北竜会館	白山市尾添ヌ 2 4 3 番地
一里野公園ラジコンプラザ	白山市尾添ル 5 5 番地
一里野自然ふれあい展示室	白山市尾添チ 2 8 番地
温泉センター天領	白山市尾添チ 2 8 番地

(指定管理者による管理)

第 3 条 施設の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設については、市長が管理を行う。
この場合において、次条から第 8 条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

- (1) 小舞子観光施設
- (2) 横町うらら館
- (3) スカイ獅子吼のうちゴンドラリフト
- (4) 旧加賀一の宮駅
- (5) 綿ヶ滝いこいの森

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の使用又は利用（以下「使用等」という。）の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(休業期間及び使用等の時間)

第5条 施設の休業期間及び使用等の時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(使用等の許可)

第6条 施設を使用又は利用しようとする者（以下「使用者等」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用等の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用等を許可しない。

- (1) その使用等が公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めたとき。

(許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用等の許可を取り消し、又は使用等を停止させることができる。

- (1) 使用者等がこの条例に違反したとき。
- (2) 使用者等が偽りその他不正な行為により使用等の許可を受けたとき。
- (3) 使用者等が使用等の目的に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認めたとき。

2 指定管理者は、前項の規定による処分により、使用者等に不利益が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 別表第2に定める施設の利用者は、同表に定める使用料を納入しなければならない。

(利用料金)

第10条 別表第3に定める施設の利用者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(使用料等の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料又は利用料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第12条 既に納入された使用料等は、還付しない。ただし、使用者等の責めに帰さない理由により施設を使用等ができないときは、使用料等を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者等は、施設の使用等中に建物及び器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の美川町小舞子観光施設条例（平成9年美川町条例第1号）、鶴来町パーク獅子吼条例（平成8年鶴来町条例

第1号)、鶴来町横町うらら館設置条例(平成10年鶴来町条例第10号)、河内村野外施設設置等に関する条例(昭和61年河内村条例第13号)、鳥越村綿ヶ滝いこいの森施設等の設置及び管理に関する条例(昭和63年鳥越村条例第2号)、バードハミング施設の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥越村条例第8号)、尾口村過疎地域総合センター条例(昭和61年尾口村条例第14号)、尾口村丸山公園施設条例(昭和63年尾口村条例第9号)、一里野野外体育施設設置等に関する条例(昭和51年尾口村条例第7号)、一里野温泉保養センターの設置等に関する条例(昭和55年尾口村条例第1号)又は白峰村観光施設設置に関する条例(平成5年白峰村条例第2号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際、現に合併前の条例の規定によりその管理に関する事務を委託している施設の管理については、平成18年9月1日(その日前に白山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年白山市条例第76号)第3条の規定に基づき当該施設に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第247号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 綿ヶ滝いこいの森キャンプ場又は一里野公園施設を法人その他の団体であつて、市長が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の白山市観光施設条例の規定によりなされた処

分、手続その他の行為は、改正後の白山市観光施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２３年１月２０日条例第１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 獅子吼高原センターの管理を法人その他の団体であつて、市長が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成２３年３月１８日条例第２１号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月２３日条例第２０号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年６月２５日条例第３７号）

この条例は、平成２４年７月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２２日条例第１５号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月１９日条例第５２号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の白山市営駐車場条例、白山市文化会館条例、白山市松任学習センター条例、白山市立公民館条例、白山市市民工房うるわし条例、白山市立石川ルーツ交流館条例、白山市体育施設及び有料公園施設条例、白山市身体障害者・老人福祉センター条例、白山市老人福祉センター条例、白山市松任斎

場条例、白山市農林漁業者等健康増進施設条例、白山市農山漁村野外活動施設条例、白山市農村環境改善センター条例、白山市白峰コミュニティホール条例、白山市商工施設条例、白山市観光施設条例、白山市観光宿泊施設条例、白山市スキー場施設条例、白山市吉野工芸の里条例、白山市交流研修施設条例、白山市都市公園条例、白山市市民公園条例及び松任海浜公園パークゴルフ場条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成２６年３月２４日条例第１９号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（白山市都市公園条例の一部改正）

- 2 白山市都市公園条例（平成２５年白山市条例第１９１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成２８年３月２４日条例第２８号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和元年６月２７日条例第６号）

（施行期日）

- 1 この条例中第２条及び第３条の改正規定は令和元年７月１日から、その他の改正規定及び次項の規定は令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の白山市観光施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月２５日条例第１７号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

施設名	休業日及び期間	使用等の時間
小舞子観光施設	9月1日から翌年5月31日まで	午前9時から午後6時まで
パーク獅子吼	火曜日 年末年始	午前10時から午後5時まで
横町うらら館	年末年始	午前10時から午後4時まで
スカイ獅子吼	毎週火曜日 12月1日から翌年3月31日	午前10時から午後5時まで
旧加賀一の宮駅	火・木曜日（祝日を除く。） 1月4日から3月31日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）	午前8時30分から午後5時まで
綿ヶ滝いこいの森	12月1日から翌年3月31日まで	
バードハミング・テニスコート	月曜日 12月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後10時まで
バードハミング・バーベキューガーデン	月曜日 12月1日から翌年3月31日まで	午前10時から午後8時まで
一里野公園テニスコート	水・木曜日 11月1日から翌年4月3	午前9時から午後5時まで

	0日まで	
一里野公園バーベキュー場	水・木曜日 11月1日から翌年4月30日まで	午前9時から午後5時まで
一里野公園ドッグラン	水・木曜日 11月1日から翌年4月30日まで	午前9時から午後5時まで
北竜会館	水・木曜日 11月1日から翌年4月30日まで	午前9時から午後9時まで
一里野公園ラジコンプラザ	水・木曜日 11月1日から翌年4月30日まで	午前9時から午後5時まで
一里野自然ふれあい展示室	火曜日	午前10時から午後5時まで
温泉センター天領	火曜日	午前10時から午後10時まで

別表第2（第9条関係）

(1) 小舞子観光施設

区分			使用料
小舞子ビーチハウス	大人	1回	200円
	小・中学生	1回	100円
かもめういぐ売店コーナー		1日	3,140円

(2) 横町うらら館

区分	午前	午後	終日
各種団体グルー	1,040円	1,250円	2,300円

プ			
個人	520円	620円	1,150円

備考 営利を目的とした場合は、基本使用料の20%増しとする。

(3) スカイ獅子吼ゴンドラリフト

区分		使用料
大人	往復	710円
	片道	500円
小人	往復	300円
	片道	250円
団体（大人）	往復	610円
	片道	400円
団体（小人）	往復	250円
	片道	200円

備考

- 1 大人とは中学生以上、小人とは小学生、団体とは20人以上とする。
- 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者（以下「障害者手帳所持者」という。）及びその付添者で市長が適当と認めるものが利用する場合の使用料は、次のとおりとする。

(1) 障害者手帳所持者で中学生以上のもの又は付添者（1人に限る。）が利用する場合 往復の使用料にあつては300円、片道の使用料にあつては250円

(2) 障害者手帳所持者で中学生未満のものが利用する場合 無料

別表第3（第10条関係）

(1) パーク獅子吼

区分	午前（午前10時から正午ま	午後（午後1時から午後	終日（午前10時から午後5
----	---------------	-------------	---------------

		で)	5時まで)	時まで)
ふれあい館	ホール	3, 140円	5, 190円	8, 250円

備考 割増利用料金は、次のとおりとする。

- 1 営利を目的とした場合 20%
- 2 冷暖房期間中の場合 10%

(2) バードハミング

ア テニスコート

区分	利用料金
個人（1時間）	平日 260円 日・土・祝日 310円
専用1面（昼間1時間）	平日 1, 040円 日・土・祝日 1, 250円
専用1面（夜間1時間）	1, 570円

イ バーベキューガーデン

区分	利用料金
1卓（2時間）	2, 610円
展望テラス（貸切1時間）	3, 140円

(3) 一里野公園テニスコート

区分	利用料金	摘要
ビジター 2時間以内 1人	平日 520円 日・土・祝日 730円	
2時間 1面	2, 610円	
4時間 1面	4, 680円	午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで

1日 1面	8, 350円	午前9時から午後5時まで
貸しラケット	各 310円	
貸しシューズ		

(4) 一里野公園バーベキュー場

区分	利用料金	摘要
1卓	2, 090円	午前9時から午後5時まで

(5) 一里野公園ドッグラン

区分	利用料金	摘要
1頭	520円	午前9時から午後5時まで

(6) 北竜会館

ア 施設

区分	利用時間	利用者区分			暖房 (1台1時間)	電灯 (1時間)
		市民	市民以外	営業		
ふれあ いホ ー ル	団体 午前9時から正午 又まで	2, 610円	4, 680円	9, 370円	830円	830円
	いは 占 用 午後1時から午後 4時まで	2, 610円	4, 680円	9, 370円	830円	830円
	利 用 午後5時から午後 9時まで	3, 660円	5, 700円	11, 500円	830円	830円
	個 人 大 人 午前9時から	200円	410円		830円	830円

	利 用	正午ま で					
		午後 1 時から 午後 4 時まで	2 0 0 円	4 1 0 円		8 3 0 円	8 3 0 円
		午後 5 時から 午後 9 時まで	3 1 0 円	5 2 0 円		8 3 0 円	8 3 0 円
		小 午前 9 学 時から 生 正午ま 中 で	1 0 0 円	2 0 0 円		8 3 0 円	8 3 0 円
	学 生 高 校 生	午後 1 時から 午後 4 時まで	1 0 0 円	2 0 0 円		8 3 0 円	8 3 0 円
		午後 5 時から 午後 9 時まで	1 5 0 円	3 1 0 円		8 3 0 円	8 3 0 円
会 議 室		1 回 3 時 間までと し、1 時間 超過ごと	2, 0 9 0 円	5, 1 9 0 円	8, 3 5 0 円	3 1 0 円	

	に1,040円加算					
研修室	1回3時間までとし、1時間超過ごとに1,040円加算	2,090円	5,190円	8,350円	310円	

備考 占用利用料金は、全面利用の場合であって、平面利用の場合にあっては、その半額とする。

イ 備品及び用具

品名	利用料金	品名	利用料金
バスケットボール1式	1回 520円	ステージ	1回 1,040円
バレーボール1式	1回 520円	保護シート	1本 200円
バドミントン1式	1回 520円	ふれあいホール用椅子	1脚 20円
卓球1式	1回 520円	ふれあいホール用机	1脚 50円
兼用得点ボード	310円	演台（花台付き）	1回 520円
卓球得点ボード	200円		

(7) 一里野公園ラジコンプラザコース

区分	平日	日・土・祝日	年会費
大人	1,570円	1,880円	31,370円

女性・高校生	1, 0 4 0 円	1, 3 6 0 円	2 0, 8 7 0 円
小・中学生	5 2 0 円	7 3 0 円	1 0, 3 8 0 円

(8) 温泉センター天領

区分	利用料金
大人（中学生以上）	7 3 0 円
小人（4 歳以上）	5 2 0 円
研修室（3 時間以内）	5, 1 9 0 円